

広島県告示第千号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
寺屋敷七百五十二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区					町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安芸区					矢野町		寺屋敷	七五二番八八	標柱一号、二号、三号、四号、五号及び一〇号
								七五二番八七	標柱六号
								七五二番一四四	標柱七号
								七五二番一五一	標柱八号
								七五二番一四五	標柱九号